

平成21年度（平成20年度対象）

教育に関する事務の点検及び評価

報 告 書

平成21年8月26日

三条市教育委員会

教育に関する事務の点検及び評価等の実施方針

1 趣旨

- (1) 三条市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。
- (2) 点検評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進します。

2 実施方針

(1) 点検評価の対象

「三条市総合計画・実施計画」に位置付けられている「想定される主な取組」及び教育施策上の重要課題とし、前年度における取組状況について点検評価します。

また、点検評価の対象は、「教育委員会の権限に属する事務」であることから、特例条例により市長が管理及び執行する文化及びスポーツに関する事務、並びに市長の事務とした青少年健全育成は、対象となりません。

(2) 点検評価の方法

三条市が行う行政評価システムを活用して、点検評価を行い、今後の方針、改善点等も示すものとします。

市の行政評価システムでは、評価対象を「想定される主な取組」のうち、幾つかをピックアップして実施していることから、教育委員会としては、「想定される主な取組」のすべての項目を対象に点検評価します。

(3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用

「三条市教育事務点検評価委員会」（定数3人 任期2年）を設置し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ります。

(4) 議会への報告及び公表

教育委員会において、点検評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、三条市議会に提出するとともに、公表します。

3 報告書の構成

この報告書は、次の2つの事項で構成しています。

- ① 三条市総合計画・実施計画に位置付けられている「想定される主な取組」及び教育施策上の重要課題の点検評価を取りまとめたもの
- ② 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況を取りまとめたもの

4 参考

根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。（平成19年6月公布・20年4月施行）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。（一部略）

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

三条市教育基本方針 基本目標

《ものづくり、ひとづくり、まちづくり》

三条市は、「ものづくり」の伝統を持っています。「まちづくり」には、三市町村が合併して一つのまちをつくっていくという意味も込められています。「ものづくり」の伝統を教育に活かして「ひとづくり」を図り、人が生き生きと活躍することによって自分たちの地域をつくっていくことが魅力ある「まちづくり」につながります。

また、自分たちの住む三条市の歴史や文化などの対する理解を深め、これら愛する心をはぐくむことも大切です。そして、「まちづくり」は、子どもも大人も一緒になってつくっていくことであり、生涯学習やスポーツ等を通じて生き生きと暮らすことができる三条市を目指します。

○三条市総合計画・実施計画の想定される主な取り組み
及び教育施策上の重要課題による点検評価

項 目	担 当	評価	ページ
【豊かな心をはぐくみ、ふれあいと感動のあるまちづくり】			
○教育環境の充実			
<u>1 幼児教育・学校教育の充実</u>	小中一貫教育推進室		
(1) 小中一貫教育の推進		B	2
(2) 学力向上研修会や中学校区を中心とした公開授業等の実施	学校教育課	B	4
(3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育	学校教育課	A	6
(4) 食育・体力づくりの充実	学校教育課	A	8
(5) いじめ・不登校対応の充実	学校教育課	C	10
(6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実	学校教育課	B	12
(7) 栄中学校改修事業	教育総務課	B	14
<u>2 学校と家庭・地域との連携の推進</u>			
(1) 三条版放課後子どもプラン	子育て支援課	B	17
(2) 家庭教育講座の開催	子育て支援課	C	18
(3) 子どもと親の読書活動	生涯学習課	B	19
(4) 子どもの生活習慣定着の取組	子育て支援課	B	20
(5) 学校評議員制度の活性化	学校教育課	A	21
(6) スクールアシスタント制度	学校教育課	B	22
(7) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築	学校教育課	B	24
○生涯学習・スポーツの推進			
<u>3 生涯学習の充実</u>			
(1) 生涯各期における学習機会の提供	生涯学習課	A	26
(2) 現代的課題などの学習	生涯学習課	B	27
(3) 学習成果を活かす仕組みづくり	生涯学習課	C	28
(4) 生涯学習施設の整備・充実	生涯学習課	B	30
(5) 生涯学習指導者の育成	生涯学習課	B	31
○芸術・文化の振興と継承			
<u>4 文化遺産の保存と活用</u>			
(1) 指定文化財などの対象調査・保護	生涯学習課	B	33
(2) 埋蔵文化財の調査・保護	生涯学習課	B	34
(3) 文化財保護団体等への支援	生涯学習課	A	35
(4) 文化遺産の公開・活用	生涯学習課	A	36

※評価… A：目標を上回る成果に達したもの

B：ほぼ目標どおり

C：目標の成果に達しなかったもの

○ 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動（平成20年度）

1	三条市教育委員会定例会・臨時会・協議会の開催状況	37
2	教育委員の学校訪問	39
3	教育委員の行政視察	39
4	教育関係会議への教育委員の出席	40
5	その他の出席	40

○ 三条市教育事務点検評価委員会

1	三条市教育事務点検評価委員会要綱	41
2	三条市教育事務点検評価委員会委員名簿	42
3	三条市教育事務点検評価委員会開催状況	42

1 幼児教育・学校教育の充実

学力向上のための取組、知・徳・体・食のバランスの取れた教育への取組、小・中学校施設等整備

《施策の基本的方針》

本市では、次代を担う心豊かな子どもをはぐくみ、市民一人ひとりが生涯を通して自らを高め、郷土を愛し、いきいきと暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、平成 18 年に教育基本方針を策定しました。

今後は本方針に則り、学力向上プロジェクトの推進等による基礎学力の定着に努めるとともに、この地域固有の歴史や伝統産業等を最大限教育に活用していく取組を進めます。また、これらの取組を一層推進していくために、市民・有識者等により組織された検討委員会において 6・3 制等の教育制度の在り方など教育の本質を踏まえた検討を行い、児童生徒へのよりよい教育環境づくりに努めます。

《主な取組》

(1) 教育制度等検討委員会での検討 【教育総務課】

教育制度等検討委員会において、教育制度、学校の適正規模や施設整備・統廃合、教育内容の体系的編成等について相互に関連付けながら総合的に検討を進め、本市として最適な教育プランを策定します。(平成 20 年 2 月 13 日に検討委員会として最終報告を答申し、その役割を終了したことから、平成 20 年度以降は、重要課題である「小中一貫教育の推進」として点検評価を実施する。)

(2) 学力向上研修会や教科部会公開授業等の実施 【学校教育課】

教科ごとに授業力の向上を目指すとともに、教員の指導力向上により子どもたちの学力向上に努めます。

(3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育 【学校教育課】

鍛冶道場と連携した刃物・ものづくり教育の推進や科学に対する好奇心と探究心を高め、科学教育の充実を図ります。

(4) 食育・体力づくりの充実 【学校教育課】

地域と連携した食育推進や体育指導の充実を通じた健康教育に取り組みます。

(5) いじめ・不登校対応の充実 【学校教育課】

相談員を配置し、保護者や児童生徒、学校・教員への相談支援の充実に努めます。

(6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実 【学校教育課】

就学相談や教育相談を始め、個々の障がいに応じたサポートができるよう特別支援教育を充実します。

(7) 栄中学校改修事業 【教育総務課】

同事業を始め、学校施設等の整備に努め教育環境の向上に努めます。

《平成20年度の点検、評価等》

1-(1) 小中一貫教育の推進

【小中一貫教育推進室】

【目的】

子どもたちが未来を拓き、力強く生きるための「確かな学力」「豊かな心・個性」「健やかな身体」を身に付けること。

【内容】

「三条市教育制度等検討委員会最終報告」を受け、小中一貫教育検討委員会を設置し、三条市が次代を担う心豊かな子どもたちの育成を目指し取り組む小中一貫教育を推進するための基本的な考え方や方策を「三条市小中一貫教育基本方針」としてまとめ、次の事項を推進した。

- ① 「三条市教育制度等検討委員会最終報告」の周知
- ② 小中一貫教育検討委員会による「三条市小中一貫教育基本方針」の策定
- ③ モデル中学校区における小中一貫教育検討組織の構築

【主な事務事業】

① 「三条市教育制度等検討委員会最終報告」の周知

「三条市教育制度等検討委員会最終報告」の内容について周知するため、全9中学校区で地域説明会、全小中学校の教職員を対象に学校説明会を開催するとともに、リーフレットを作成し全戸配布した。

地域説明会：9回・198人参加 学校説明会：29回・604人参加

地域説明会参加者アンケート調査結果：説明の理解度に対する肯定的評価 68.2%

② 小中一貫教育検討委員会の開催

「三条市小中一貫教育基本方針」を策定するため、小中一貫教育検討委員会を開催するとともに、同委員会で先進地視察を実施した。

小中一貫教育検討委員会 5回

先進地視察：福島県郡山市立明健中学校・明健小学校

③ モデル中学校区の小中一貫教育推進協議会等の開催

モデル中学校区（第一中学校区・第三中学校区）における小中一貫教育を推進するため、小中一貫教育推進協議会を開催するとともに、地域連携部会を開催し、保護者や地域住民に対し「三条市小中一貫教育基本方針」について理解を求めた。

【評価】 B

教育制度等検討委員会最終報告について、全9中学校区での地域説明会や全教職員を

対象にした学校説明会を開催するとともに、リーフレットの全戸配布を通し、理解を図ることができた。

また、最終報告で、特に「小中一貫教育」に関しては、義務教育9年間を連続した期間としてとらえ、現行の6・3制を弾力化して、児童生徒の心身の発達に応じた「小中一貫教育」の導入を図ることが学力向上や生徒指導の充実などに有効であるとの答申を得たことにより、新たに「小中一貫教育検討委員会」を設置し、委員会5回を開催するとともに先進地視察を実施するなど熱心に活発な検討がなされ、その検討結果を基に教育委員会として「三条市小中一貫教育基本方針」を策定したことで、今後の三条市の教育に係る方向性が明確となった。

さらにその後、モデル中学校区において学校、家庭、地域が一体となって小中一貫教育を推進する体制が構築されたことで、今後の三条市における学校教育の充実に向けて、一定の成果を得ることができた。

【今後の方針】

引き続き、小中一貫教育検討委員会の開催により、市内全体の推進方策を検討していくものとする。

また、モデル中学校区においては、学校、家庭、地域の連携をより強化していくために、誰もが参加できる「地域連携部会」の開催、各小中学校単位の「よりよい教育環境づくり協議会」を開催しながら、小中一貫教育の成果や課題等を検討していくこととする。

さらに、モデル中学校区以外の中学校区においても、「小中一貫教育推進協議会」の組織構築及び開催をしながら、各中学校区における小中一貫教育の推進について検討していくものとする。



小中一貫教育推進協議会

1 - (2) 学力向上研修会や中学校区を中心とした公開授業等の実施

【学校教育課】

【目的】

児童生徒の学力の向上を図ること。

【内容】

児童生徒の学力向上に向け、「学力向上研修」や「新人研修・中堅研修」、中学校区・教科部ごとの公開授業（協議会）を行う。また、教員個々の資質（授業力・指導力）の向上を目指した学校訪問を進める。

【主な事務事業】

① 学力向上プロジェクト推進会議

各校の主任（教務主任、研究主任、教科主任等）を活かした「学力向上プロジェクト」を組織しながら、各学力調査（NRT、全国学力・学習状況調査）の結果分析と学力向上に向けた具体的な改善の方策の協議を行った。（全体会議は1回、各中学校区では1～2回開催）

また、活用型の力を伸ばす「考える・説明するステップアッププリント」を中学校区で作成した。

② 各種学校訪問の実施（各中学校区公開授業と協議会を含む。）

学力や授業力向上を目指した学校訪問を行った。また、中学校区ごとに年間2～3回の授業公開（小学校・中学校で開催）を行い、小中のお互いの良さや問題点を確認し合いながら、授業改善に向けた指導を実施した。（訪問回数84回）

③ 新人研修・中堅研修

2～6年目までの教員に対して授業力の向上を目指した「新人研修」を、7～10年目の教員に対しては指導力の向上と教育論文の作成を目指した「中堅研修」を実施した。新人研修は21人に対して4回開催、中堅研修は19人に対して4回開催した。

【評価】B

全国標準学力テスト（NRT）では、中一の国語と数学の平均偏差値は51.4で、全国平均の50を超え、目標値（52.0）と同レベルは維持しているものの、19年度の小6だったときの52.0より0.6ポイント下がっている。中学校入学後に数値が下がっていくのはここ数年の傾向であり、これまで以上に基礎的な力を身に付けていく授業づくりや繰り返し学習、読書活動の推進が必要である。また、音読や漢字・言語事項の指導を根気よく続けていくよう指導する。さらに、授業を支える家庭学習時間の確保も中学校では特

に重要であることを現場に指導していく。

学校訪問は、学力や授業力の向上にかかわるものであり、目標値 64 回を上回る 84 回の実施となった。これは、計画的な訪問だけでなく、要請訪問が大きく増えたからである。自校の課題解決を目指し学校のニーズを満たす要請訪問については、「できる・分かる授業づくり」、「活用力を高める単元づくり」、「デジタル機器を活用した学習」、「英語ノートやデジタル教科書を使った授業の在り方」等の内容が求められている。「訪問により課題解決に向けた職員の意識が高まった」という声が出されていることから、今後要請訪問が増加していくことが予想され、各校の要望に応じた研修内容への準備を進めておく必要がある。

新人研修・中堅研修の受講者数が 40 人を超え、今後、若手の教員においても魅力のある楽しく分かる授業が行われることが期待される。

【今後の方針】

三条市では、モデル中学校区を中心に小中一貫教育が具体的に始まることとなる。小中一貫教育は、中学校へ行くと学力や学習意欲が低下していく、いわゆる「学びにおける中 1 ギャップ」を解消するためにも有効であると考えられる。小学校と中学校の教員が協働して、児童生徒が考えたり話し合ったりする授業を進めたり、実際に小・中教員の T・T 授業を行ったりする中で、今後の学力や学習意欲の向上を目指していきたいと考えている。ただ、小中一貫教育の先進校を見ても、急に学力が大きく向上するということはないので、数年間を見通した長いスパンの指導を通して一步一步着実な成果を上げていきたい。

また、毎年、30～40 人の若手教員が、指導主事とともに学び合い、力を付けてきている。計画訪問や要請訪問では、学校や教員にやる気や元気が出て、それが学力向上につながるように、研修の内容を充実させるなど、指導主事を中心に努力をしていかなければならない。



小学校の英語授業（小中の教師による T・T 授業）

* T・T 授業…(Team Teaching の略)一つの授業に複数の教師がかかわることで、よりきめ細かい指導を行うことをねらいとした授業形態

1-(3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育の実施

【学校教育課】

【目的】

児童生徒の郷土愛を育成すること。

【内容】

ものづくり、科学教育の充実を一層図ることにより、生まれ育った三条に誇りの持てる郷土愛の育成を目指す。

【主な事務事業】

① 刃物（ものづくり）教育推進事業

刃物（ものづくり）教育では、三条の刃物ものづくりの伝統についての理解を深めることを通して、三条のよさについて学ばせる機会を児童生徒に提供していく。平成20年度は、小学校では各校が1回ずつ小刃を使った活動等を実施し、中学校では各校が2回ずつ包丁研ぎ等を実施し、合わせて121学級3,446人の参加があった。

② 科学教育推進事業

科学教育では、「科学する目と探求心」をはぐくむ5つのプロジェクトとして、①子ども科学教室、②発明工夫・模型工作教室、③わくわく科学フェスティバル、④科学ゼミナール、⑤科学研究発表会を開催し、合わせて1,061人の参加を得ることにより、三条市の子どもたちの科学への興味・関心を掘り起こし、理科の大好きな子どもを育て、将来の三条市の地場産業活性化に貢献する子どもをはぐくむことを目指した。

【評価】 A

刃物（ものづくり）教育では、教職員・子どもともに評価は高く、「大変良い学習であった」「良い学習であった」と評価する教職員の割合が100%で、「とても良かった」「楽しかった」と評価する子どもたちの割合が93.1%であった。小学校では小刃を使った活動や和釘づくりを実施し54学級1,328人の参加、中学校では包丁砥ぎと木工用具学習、和釘づくりを実施し67学級2,118人の参加で、合わせて121学級3,446人となり、前年度実績（3,210人）及び平成20年度目標（3,300人）を大きく上回った。

科学教育では、ほとんどの事業で参加者の満足度は90%を超え、子どもたちの関心・意欲を高めることができた。また、「科学ゼミナール」の参加者数が目標値に達しなかったものの、全事業（科学研究発表交歓会を除く。）での参加者数は1,061人で平成20年度目標（900人）を大きく上回るとともに、2年連続で1,000人を超え、この事業が充実してきたことが分かる。

【外部の方からの主な意見等】

継続していただきたい特色ある事業であるからこそ、講師からの意見や評価を検討し、充実・改善を図っていただきたい。

〔市の対応状況〕

これまでは、活動した教員や子どもたちからの評価を中心に行ってきたが、今後は、講師の意見を集約したり評価を実施したりする。指導者と受講者の双方向からの意見等を改善点や計画づくりに活かし、更に充実した活動になるように取り組む。

【今後の方針】

刃物（ものづくり）教育では、移動手段としてのスクールバスなどの利用をPRして鍛冶道場の活用を促し、児童生徒が三条金物や刃物の歴史を学んだり、和釘や刃物づくりをしたりする機会を増やしていくことが大切であるとする。特に、小学校においては、年に1回は鍛冶道場を活用する計画を進めていきたい。

科学教育では、今後とも質の高い事業を提供し、子どもたちの興味・関心に応え、「ものづくり大好き」な子どもたちが大勢育つように事業を充実させていく。また、「科学ゼミナール」では、より多くの児童生徒が興味・関心を持って参加できるように、魅力ある講師の選定をしていくことが課題である。



1-(4) 食育・体力づくりの充実

【学校教育課】

【目的】

児童生徒の食育に関する意識が高まり、体力の向上が図られること。

【内容】

食育では、学校食育推進事業を年度ごとに各校に拡大し全小中学校で実施する。

体力づくりでは、児童生徒の体力の実態を明らかにし、弱点を克服する取組（準備運動・授業改善・遊び等）を各学校で計画的に行うことで体力の向上を図る（1学校1取組）。

【主な事務事業】

① 1学校1取組

まず、年度当初に行われる「体力テスト（8種目 ①握力②上体起こし③長座体前屈④反復横とび⑤20mシャトルラン⑥50m走⑦立ち幅とび⑧ボール投げ）」の結果を基に、学校ごとに、体力で落ち込んでいる部分（運動）を把握する。次に、その弱い部分の底上げができるように、各学校で対策を練り計画的に体力向上が図られるよう実践する。その後、弱いところがどれだけ伸びたか検証し、次年度に活かすようにする。

② 学校食育推進事業

子どもたちが生涯を健康に暮らせるための食習慣を確立させるため、学校教育における食育として個別指導会、食育講演会・講話、食育授業等を計画的に実施する。

【評価】 A

体力テストの32項目（8種目×2学年（小5・中2）×2（男女別））中、国の平均を上回ったのは25項目であり、昨年度に比べ7項目増えており、成果が出てきている。種目別では、ボール投げ（ソフトボール投げ・ハンドボール投げ）が国平均を下回っていることから、取組の強化が必要である。また、県平均と比較すると、女子の体力が低い状態が見られる。しかも、小学校ではほぼ全学年と言ってもよいくらいである。高学年になると、特に体を動かす子とそうでない子との二極化が進む傾向にあるので、低学年のときから体を動かすことが好きになるような取組（準備運動・授業改善・遊びの活用等）を継続して進めていく必要がある。

学校食育推進事業の実施校については、33校中、平成19年度が18校、平成20年度が25校と、目標どおりの実施状況であった。また、成果としては、朝食の欠食率について、調査対象の小5は平成19年度の6.7%が平成20年度5.7%に、中2は9.0%が7.6%といずれも減少傾向にあり、改善が見られた。

【今後の方針】

各学校では、体力的に落ち込んでいる学年や各学年の弱点部分が分かったので、それらを次年度の体育に活かすために、準備体操で弱点を取り入れた体操を継続的に行うことや、授業改善等を行うように指導していくこととする。

さらに、県の取組として、「トキめき体力づくり認定証」制度があるので、これらの取組を児童生徒に紹介し、運動する喜びや運動技能が高まる励みとしていく。

また、今後も学校食育推進事業を行う中学校区を増やしていくこととし、平成 21 年度は第二中学校区と大崎中学校区で新たに実施する。



1 - (5) いじめ・不登校対応の充実

【学校教育課】

【目的】

児童生徒のいじめを根絶し、不登校を減少させること。

【内容】

いじめ・不登校に関する相談員等を年次計画的に配置し、保護者や児童生徒、教員への相談支援の充実に努めるとともに、いじめ・不登校を生まない学校づくりを進めることで学校教育の充実に図る。

【主な事務事業】

① 適応指導教室の開設

適応指導教室嘱託員 3 人、不登校児童生徒訪問指導員 3 人、心の教育相談員 2 人、サポートネットワーク指導員 1 人を配置して、関係者の連携によりいじめ・不登校等の改善に努める。

② 心と学びの教育フォーラムの実施

中学校区ごとに「いじめ対策委員会」の組織化に努め、学校、家庭、地域の連携を図ることにより、いじめの防止を図る。

【評価】 C

平成 20 年度の不登校児童・生徒数は 100 人（児童 17 人・生徒 83 人）だった。各学校とも「中 1 ギャップ解消プログラム」の自校化を図り、さらに「中学校区プラン」を作成して不登校児童生徒の減少に向けて取り組んできた。不登校児童生徒数は平成 19 年度比で小学校は 7 人減少したものの、中学校で 18 人増加した。また、適応指導教室の通級指導又は訪問指導を受けている児童生徒数は 26 人であり、19 年度より 8 名増加した。

また、平成 20 年度のいじめ認知件数は 60 件（児童 24 件・生徒 36 件）だった。いじめ根絶県民運動が展開され、各学校でも 6 月と 10 月のいじめ根絶強調月間を中心にいじめ根絶に取り組んできた。さらに、全中学校区で「心と学びの教育フォーラム」、「いじめ根絶スクール集会」を開催し、学校、家庭、地域が一体となっていじめ根絶への機運を高めた。認知件数は、平成 18 年度にいじめの定義が見直されてから横ばい状態にある。

さらに、「心と学びの教育フォーラム」が 9 中学校区で実施され、「いじめ根絶スクール集会」と合わせて開催したところが 6 中学校区あり、総数で 5,026 人（児童生徒 4,145 人、大人 881 人）の参加があった。地域や保護者が児童生徒と交流できる貴重な場となったが、反面、昼間行うことにより大人が参加しにくいという課題もあった。

総じて、三条市 S S N（スクーリング・サポート・ネットワーク）事業が機能してき

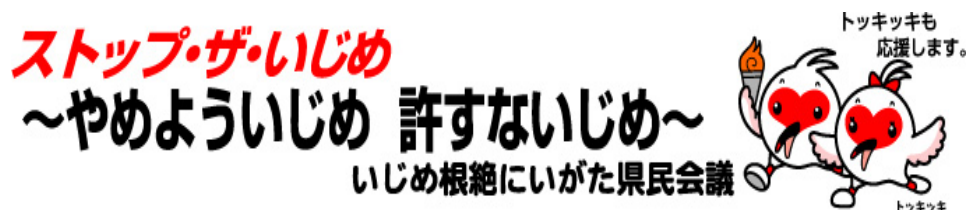
ており、学校と家庭だけでは解決が難しいケースに対するサポート会議の開催が増えてきた。また、適応指導教室の活動の理解が深まり、通級指導や訪問指導を受ける児童生徒が増えてきている。小学校の不登校児童数が7人減少したという成果が見られるものの、中学校で不登校が増加していることを深刻に受け止めている。

【今後の方針】

小学校の不登校児童数は減ったものの、中学校へ入学すると不登校が増えることを深刻に受け止めており、「中1ギャップ」が大きく影響していると考え。今後、小中一貫教育を進め、小中の連携を密にすることにより「中1ギャップ」の解消に努め、小中学校が連携した「いじめ・不登校を生まない学校づくり」に向けて粘り強く指導していくこととする。また、子育て支援課との連携を図りながら、引き続き適応指導教室を中心に保護者や児童生徒、学校への相談支援の充実に努めていくものとする。

いじめについては、今後も各学校でいじめ根絶に向けた取組を進めるとともに、子どもの変化を見逃すことのないよう更に注視していくことで、いじめの早期発見・早期対応に努めることとする。

また、携帯電話やネットを介したトラブルが発生していることから、児童生徒への情報モラル教育を充実させ、「心と学びの教育フォーラム」等を活用して、地域保護者への啓発活動に力を入れていくものとする。



1-(6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実

【学校教育課】

【目的】

児童生徒が必要に応じて特別な教育的支援を受けることができるようにすること。

【内容】

三条市の特別支援教育の充実に向けて、特別支援教育指導員を増員するとともに、教職員の研修を行い、校内体制の充実、教員の資質の向上を図る。

【主な事務事業】

① 特別支援教育指導員の配置

小学校・中学校に配置する特別支援教育指導員を26人から33人に増員するとともに、教職員研修会を5回実施し、特別支援教育の充実を図った。

【評価】 B

平成19年度に特殊教育から特別支援教育への転換が図られ、従来、障がいとは必ずしも認識されていなかった児童生徒も特別支援教育の対象としてとらえられるようになった。

通常学級に在籍する児童生徒で、学習障がいや発達障がい等で学習面や行動面で個別の支援を必要とする児童生徒の割合は、文部科学省の調査結果から推定で6.3%となっている。

このように、特別支援学級の児童生徒だけの教育から、全校を対象にし、一人ひとりの特別な教育的ニーズに合わせた支援に対象が広がった。

このことから、特別支援学級児童生徒への介助のみならず、通常学級への学習支援を中心とした業務に対応するだけの特別支援教育指導員の配置が必要となってきている。

特別支援教育指導員の配置については、年々配置要望が多くなっていく中で、平成19年度29人から、平成20年度は4人を増員することで特別支援教育の充実を図ってきた。

また、教職員の研修についても、教職員のニーズに合わせて、計画的に実施することができた。

【外部の方からの主な意見等】

保護者や地域住民が、特別支援教育についてよく分かっていないという現実がある。情報提供・啓発活動を積極的に行う必要があると考える。

〔市の対応状況〕

保護者や地域への情報提供・啓発活動については、発達応援セミナーの開催、就学相

談会の実施、子育てサポートファイルの作成配布など、子育て支援課と連携しながら進める。

【今後の方針】

特別支援教育の推進には、今後も特別支援教育指導員の配置増が必要であり、従来の特別支援学級の介助業務とは別に、通常学級における発達障がい等の児童生徒等への学習支援を充実していく必要がある。

教職員への研修会の充実については、対象を拡大し、回数も増やしてきた。今後、教職員のためのセミナー研修のような形で、系統的な研修を実施していく必要がある。

また、保護者や地域住民へも、特別支援教育に関する情報提供・啓発活動を積極的に行う必要がある。

地域の特別支援教育の拠点校である月ヶ岡養護学校との連携を強化し、研修等においても協力しながら実施していくものとする。



1－(7) 栄中学校改修事業

【教育総務課】

【目的】

栄中学校の教育環境と安全性の向上を図ること。

【内容】

栄中学校は、昭和 53 年建築で老朽化が進んでいることから、新市建設計画に大規模改修事業として登載され、平成 17 年度耐震診断、平成 18 年度実施設計、改修工事は平成 19 年度に 2 棟、平成 20 年度に 1 棟の計 3 棟を実施する。

【主な事務事業】

① 栄中学校改修事業

特別教室・管理棟大規模改修工事

主な工事内容：屋上防水及び外壁改修、給排水設備改修、暖房設備改修

【評価】 B

特別教室・管理棟の大規模改修を計画どおり完了できたことから、所期の目的を達成できた。

【今後の方針】

栄中学校の大規模改修工事は平成 20 年度で完了したが、全市の学校施設等の整備については、引き続き計画的に実施し、教育環境の向上に努めるものとする。

特に、学校施設の耐震化については、平成 20・21 年度実施の耐震診断の判定結果を踏まえた上で、国の財政的支援や市の財政状況などを勘案しながら、順次、耐震補強工事など必要な措置を講じ、安全・安心の確保に努めるものとする。

2 学校と家庭・地域との連携の推進

家庭教育学級の充実、地域に開かれた学校づくり、学校を利用した放課後の居場所づくり

《施策の基本的方針》

全国的に少子高齢化や核家族化が進み、本市においても人間関係や地縁関係の希薄化が懸念される中、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。こうした中、すべての教育の原点である家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育学級や親子とのふれあいを大切にした取組を推進するとともに、学校、家庭及び地域社会が連携して、放課後や休日などの子どもの居場所づくりを進めます。

また、学校教職員と児童生徒が地域の中で一緒に活動することや学校と地域住民との垣根を取り払うなど、学校教育と家庭・地域との連携の在り方について議論できる仕組みを構築できるよう検討します。

《主な取組》

(1) 三条版放課後子どもプラン 【子育て支援課】

すべての小学校区において、放課後の一定時間など子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所の確保を地域の参画を得ながら推進します。

(2) 家庭教育講座の開設 【子育て支援課】

家庭の教育力向上と親子間のふれあいを深めるため、子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開設します。

(3) 子どもと親の読書活動 【生涯学習課】

ブックスタート事業や読み聞かせ教室の充実により、親子の絆を深めながら読書活動の推進を図ります。

(4) 子どもの生活習慣定着の取組 【子育て支援課】

家庭、家庭や地域での活動を通じて子どもたちの基本的な生活習慣や日常生活を過ごす上でのマナーを学べるよう啓発活動に努めます。（「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動の推進など）

(5) 学校評議員制度の活性化 【学校教育課】

学校評議員等から学校の教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方などの学校運営に関する意見を求め、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。

(6) スクールアシスタント制度 【学校教育課】

教育活動をサポートするスクールアシスタントの資質向上のため、研修の充実に努めます。

(7) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築 【学校教育課】

地域に開かれた学校の重要性を認識した上で、地域、保護者及び教職員が共に学校教育を考えることのできる機会を推進します。



読み聞かせ教室

《平成20年度の点検、評価等》

2-(1) 三条版放課後子どもプラン

【子育て支援課】

【目的】

学校と家庭・地域との連携が推進され、子どもたちが安全・安心に過ごせるようにすること。

【内容】

すべての小学校区において、放課後の一定時間など子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所の確保を地域の参画を得ながら推進する。

【主な事務事業】

① 放課後子ども教室推進事業

放課後や週末等に小学校を利用して地域の方々の参画を得て、小学校8校において、子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施し、延べ14,377人の参加があった。

【評価】 B

平成20年度は、前年度に立ち上げたばかりの放課後子ども教室もあるので新たな開設はせずに、スムーズな運営が継続できるよう支援に努めてきた。さらに、9月には、各教室の代表からなる「放課後子ども教室連絡協議会」を組織し、お互いの情報交換や交流を図りながら、次年度に向けてのよりよい運営方法について協議してきた。

放課後子ども教室は、設立はもちろん、立ち上げ後も地域の協力を得ながら継続していくことが重要であることから、地域性を十分踏まえた上で、行政主導ではなく地域主導で運営できるよう適切に支援していくものとする。

【今後の方針】

引き続きスムーズな教室運営ができるよう支援に努めるとともに、新たな教室の開設に取り組んでいくこととする。

また、「放課後子ども教室連絡協議会」で協議された次年度に向けての自主的な運営方法について推進していくこととし、具体的には、地域性を発揮し、運営委員会で主体的に教室運営に取り組めるよう、各教室の委託料として運営経費（消耗品等）を配分し、運営を行ってもらうこととする。

2-(2) 家庭教育講座の開設

【子育て支援課】

【目的】

家庭の教育力が向上すること。

【内容】

家庭は、家族のふれあいを通じて基本的な生活習慣、生活能力や社会的マナーを身に付けさせる重要な役割を担っていることから、保護者を対象に子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催し、家庭の教育力が向上するよう支援する。

【主な事務事業】

① 家庭教育活性化事業

妊娠期から思春期までの子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催し、家庭の教育力が向上するよう支援する。

講座の開催回数と参加人数：妊娠期 4 回 108 人、乳幼児期 26 回 710 人、就学期 24 回 896 人、児童期 7 回 392 人、思春期 9 回 733 人、家庭教育 1 回 98 人

【評価】 C

平成 20 年度、各公民館主催事業として乳幼児期、児童期、思春期の親を対象とした家庭教育講座を実施したが、下田地区の公民館については、平成 19 年度から内容を見直す過程の中で乳幼児期の家庭教育講座の実施に至らなかったこと、また各公民館の講座についても公民館以外でも同様の講座等が実施されてきたため参加者が減る公民館があるなど、講座参加者数が目標値（3,923 人）を大きく下回る 2,937 人とどまった。

また、PTA 連合会と子育て支援課の共催事業である父親の家庭教育講座については、平成 19 年度はテレビ等に出演する著名な講師であったため例年より参加者が多かった。平成 20 年度の参加者は例年並みであったが、前年度と比較すると大幅な減となった。

このように、公民館事業及び父親の家庭教育講座の参加者の減により、家庭教育講座全体の参加者数も前年度実績（4,344 人）に比較し約 30%減となったことから、子育て支援課と各公民館が事業の在り方や連携の在り方などを検討した上で事業を実施する必要がある。

【今後の方針】

現在、子育て支援課と中央公民館において、平成 21 年度における家庭教育講座の見直しを検討しており、ライフステージに応じた基礎的な家庭教育講座を子育て支援課が、より専門的な内容を各公民館が担う方向で検討しており、より効果的な講座が実施できるよう連携を密にしながら推進していきたい。

2-(3) 子どもと親の読書活動

【生涯学習課】

【目的】

幼い頃からの読書習慣を養い、家庭での読書活動を支援すること。

【内容】

保護者や家族が、読書活動の意義や重要性を理解し、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができるよう、家庭における読書環境を整えるための支援をする。

【主な事務事業】

① ブックスタート事業

10 か月健康相談会場で、参加した赤ちゃんと保護者に絵本の入ったブックスタート・パックをブックスタートのメッセージとともに手渡す。

【評価】 B

平成20年度は、健康相談会対象者が798人、配布者数746人（会場配布717人、図書館内配布29人）で、対象者・配布者数とも前年度よりも55人の減少であった。配布率は前年度と同じ94%となった。また、図書館における絵本の貸出数が前年度よりも2,124冊増えた。これは、図書館の開館日の拡充や下田分館の移転開設といった好条件もあったが、ブックスタートで配布したバッグを持って来館される姿を多く見受けられることから、ブックスタート事業による絵本紹介の効果が反映されたと思われる。

総じて、ブックスタート事業については、健康相談会対象者と参加者の減少はいかんともし難いが、参加者には趣旨を理解いただき着実に配布できているし、参加されなかった方への図書館内での配布も前年度並みには行うことができた。また、絵本の貸出は、順調に増加しており、家庭での読書環境の整備につながっていると考えられる。

【外部の方からの主な意見等】

ブックスタートパックの中にアンケート用紙をいれて評価を受けることを検討いただきたい。あわせて、そのアンケートを単に返送してもらうのではなく、図書館に提出箱を設けるなどして、来館を促してはどうか。

【市の対応状況】

ブックスタートワーキング会議（関係各課やボランティアで構成、年2回開催）で、アンケート内容や実施方法について検討しており、21年度中の実施を予定している。

【今後の方針】

今後も、健康相談会未参加者への案内を工夫するとともに、図書館分館での未参加者への配布も実施して配布率を高めていく。

また、ブックスタート会場での絵本紹介やブックリストの配布を継続し、さらには図書館内での紹介展示やおはなし会の充実を通じて貸出数の増加につなげていきたい。

2-(4) 子どもの生活習慣定着の取組

【子育て支援課】

【目的】

子どもが基本的な生活習慣や日常生活を過ごす上でのマナーを身に付けること。

【内容】

保育所、学校や放課後子ども教室など地域における活動を通じて、あいさつ運動等を実施するとともに、家庭において「早寝・早起き・朝ごはん」の重要性など、子どもたちに基本的な生活習慣を学べるよう家庭教育手帳を配布し、啓発活動に努める。

【主な事務事業】

① 生活習慣定着についての啓発活動

保育所、学校などでのあいさつ運動等を実施し、子どもたちのあいさつの定着を図った。

「早寝・早起き・朝ごはん」全国協議会事務局からの啓発資料（啓発ポスター60部）を公民館及び社会教育施設等へ、新潟県教育庁からの啓発資料（家庭教育手帳・新潟県版8,600部）を小・中学校の全保護者に配布した。

また、家庭教育講座を実施する際に、生活習慣の定着が図られるよう周知・啓発に努めた。

【評価】 B

妊娠期子育て講座、就学時子育て講座や健診の際に41回に渡り、2,119人に対し生活習慣定着への啓発活動を行い、一定の成果はあったと思われる。また、他の部署で実施する家庭教育講座などの機会をとらえて周知すれば、更に効果的な啓発活動ができたと思われる。

【外部の方からの主な意見等】

よりよい生活習慣定着のために、更に庁内関係部局との連携を調べてほしい。

〔市の対応状況〕

子どもが規則正しい生活習慣を身に付けるためには、幼少期から青年期まで一貫した啓発活動を行うなどの継続的な家庭教育支援が必要である。そのため、学校教育課や食育推進室など庁内関係部署との連携を密にし、家庭教育講座や健診等の際に啓発活動を行い、よりよい生活習慣の定着に努めたい。

【今後の方針】

小・中学校等を通して保護者に配布している「家庭教育手帳・新潟県版」については、平成21年度から紙媒体がなくなったので、市ホームページを通じて広報に努める。さらに、その内容を紙ベースで印刷し、家庭教育講座参加者へ配布するなど、啓発活動に努めるものとする。

2 - (5) 学校評議員制度の活性化

【学校教育課】

【目的】

地域に開かれた、特色のある学校とすること。

【内容】

学校運営に関する情報を開示した上で、学校評議員等から学校の教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方などに対する意見を求め、それらを参考にしていって地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する。

【主な事務事業】

① 学校評議員会の開催

学校の教育活動についての意見を聴取し、また、今後実施が予定されている学校評価などの学校運営全般について意見を交わす場として、小中学校に設置されている学校評議員会の運営を支援する。

【評価】 A

評議員会の開催回数は、32 か校で 126 回、平均すると 1 校当たり約 4 回の開催となっており、前年度の 2 倍、目標値（80 回）を大きく上回る結果となった。

学校評議員会の開催や、運動会、文化祭等の学校行事にも参加いただき、いろいろな意見を聴くことにより、学校教育活動への理解が深まり、地域の方の学校への関心も高まってきていると考えられる。

【今後の方針】

地域に開かれた特色ある学校づくりという理念を達成するため、学校訪問等において、学校評議員会の更なる内容の充実が図られるよう各学校の特色を活かしながら適切な助言を行っていくものとする。

また、開催回数が少ない学校に対しては、学校評議員の趣旨、目的を十分に伝えるとともに、積極的な運営ができるよう指導・助言を行っていくものとする。

2-(6) スクールアシスタント制度

【学校教育課】

【目的】

地域住民に信頼される特色のある学校とすること。

【内容】

様々な課題を抱えている学校教育において、児童生徒が豊かな心を持ち、個性や創造性を発揮しつつ、主体的に生きていくことができる力をはぐくむことが一層重要となっていることから、学校、家庭、地域との連携を図り、学校の教育活動支援・協力者として各小中学校にスクールアシスタントを派遣する。

主な業務内容としては、図書館運営の支援、本の読み聞かせ、学習補助、特別支援にかかわる児童生徒への対応、家庭科の実習補助などがあり、各学校の実態に即した仕事内容となっている。

【主な事務事業】

① スクールアシスタントの配置

学校の教育活動支援・協力者として、各小中学校にスクールアシスタント 77 人を派遣した。

② スクールアシスタント研修会

スクールアシスタントの資質の向上を図るために研修会を実施した。内容としては、スクールアシスタントの服務・規律、講師による事例研修、スクールアシスタント同士の交流会・意見交換会を行い、47 人の参加があった。さらに、スクールアシスタント懇談会を実施し、57 人の参加があった。

【評価】 B

スクールアシスタントの配置については、小学校各 2 人、中学校各 3 人を基本に大規模校等の学校事情を勘案して配置しており、年次的に増員を図りながら平成 18 年度の 77 人を平成 22 年度には 82 人とする。

平成 20 年度の人員配置は 77 人の現状維持にとどまったが、効果としては、例えば学校図書館の飾り付けや、図書の案内看板などを整備し、見違えるような学習環境となり、その活用が深まった。また、図書館での児童生徒の落ち着きが増してきている。

さらに、研修や交流会によりスキルアップが図られ、スクールアシスタントとしての役割を認識し、学校運営に大きく貢献できたと評価できる。特に、特別支援教育の補助として教職員の負担軽減にもなっている。

【今後の方針】

学校はややもすると閉鎖的であると言われていたことから、学校へ新たな風を吹き込み、地域からの声と学校からの声をうまくつなぐパイプ役として、特色ある学校づくりのお手伝いとなるように努めるものとする。

また、スクールアシスタント懇談会で要望があった特別支援教育に関連し、子どもとのかかわり方など月々岡養護学校等への研修視察も含めスキルアップも図っていくものとする。

2－(7) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築

【学校教育課】

【目的】

学校と地域、保護者が共に学校教育を考える場を設定すること。

【内容】

地域に開かれた学校の重要性を認識した上で、地域、保護者及び教職員が共に学校教育を考えることのできる機会を推進する。

【主な事務事業】

① 学校教育を共に考える参画型システムの構築

学校の教育活動に対する考えや願いなどの意見を聴いたり、取組に対しての評価をしてもらったりする学校ごとの「教育を語る会」、「育成連絡協議会」、「学校評議員会」などを組織し、共に考えるシステムの構築を図っている。

さらに、小中一貫教育の推進に向け中学校区単位で協議会等が立ち上がることから、これら組織の活用も考慮する。

【評価】 B

すべての小中学校において、学校評議員会や育成連絡協議会、教育を語る会等が組織され、地域や保護者の願いを大切にされた教育活動を推進しているが、中学校区単位では小中一貫教育の推進に向け、モデル校である第一中学校区、第三中学校区において協議会等を立ち上げ、今後とも更に他の全ての中学校区においても協議会等の立ち上げを目指していく。

【今後の方針】

学校ごとに、学校評議員会などを開催して地域、保護者、教職員が、共に学校教育を考える機会ができています。今後は、同じ地域で生活する中学校区単位で、教育課題の解決や地域の願い等を実現するための組織も必要なことから、小中一貫教育推進組織の活用を図りながらシステムづくりを目指すものとする。

3 生涯学習の充実

様々な学習機会の提供、生涯学習環境の充実、生涯学習指導者の育成、学校支援や情報提供

《施策の基本的方針》

21世紀は、だれもが自らの能力と努力によって自分の未来を切り拓いていくことができる柔軟で活力のある社会であることが求められています。

本市においては、平成18年度に策定した生涯学習推進計画に基づき、市民の一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができるよう各種公民館事業を始めとした生涯学習の機会を提供するとともに、生涯学習に関する様々な相談を通じて、学習機会や学習環境の充実を図ります。

また、大学などの関係機関と連携し、多様な学習活動・文化活動を支援するとともに、これらを通じて得た知識や成果を生涯学習人材バンクへの登録を通じて広く市民に還元できる仕組みづくりを推進します。

《主な取組》

(1) 生涯各期における学習機会の提供 【生涯学習課】

市民が自発的に学習に取り組めるよう青少年から高齢者まで市民の要望に対応した多様な学習機会を提供します

(2) 現代的課題などの学習 【生涯学習課】

情報教育など社会生活を営む上で理解し、身に付けておくことが望まれる課題を現代的課題とし、学習機会の提供に努めます。

(3) 学習成果を活かす仕組みづくり 【生涯学習課】

市民の自主的な学習を支援するため、生涯学習人材バンクを整備しつつ、生涯学習指導者の活躍できる場が提供できるよう努めます。

(4) 生涯学習施設の整備・充実 【生涯学習】

地域住民の生涯学習の拠点となる下田公民館の建設や第二中学校区の公民館建設、その他生涯学習施設の整備に努めます。

(5) 生涯学習指導者の育成 【生涯学習課】

指導者を育成するための講座を開催し、各種活動の指導者育成に努めます。

《平成20年度の点検、評価等》

3-(1) 生涯各期における学習機会の提供

【生涯学習課】

【目的】

市民が、生涯各期において自ら学ぶことのできる環境を整備すること。

【内容】

各世代の市民が生き生きと心豊かに暮らせるよう、青少年から高齢者といった市民のライフステージに応じた多様な学習メニューを提供する。

【主な事務事業】

① 通学合宿事業（青少年期）

市内の小学生を対象に、児童が家庭を離れ、同世代との集団生活を送りながら、学習、食事、洗濯、清掃等に自主的・主体的に取り組む体験を通じて基本的な生活習慣や協調性といった社会性を身に付けさせる。（2講座、78人参加）

② 教養講座（成人期）

絵画や茶道、書道などの教養を高めるための講座や英会話など実用的な講座を開催し、市民の学ぶ場を提供する。（71講座、17,143人参加）

③ 高齢者教室（高齢期）

高齢者を対象として、現代社会を生きていく上で必要な知識の習得はもちろんのこと、趣味、教養等に親しみ学ぶ場を提供する。（13講座、4,696人参加）

【評価】 A

少子高齢化の中、公民館事業を中心に青少年教育、成人教育、高齢者教育といった各世代に応じた多様な事業を展開した結果、369講座、48,539人の参加を得たことから、目標値（43,750人）を大きく上回る実績を挙げることができた。しかし、趣味的な講座や健康・生活に関する講座への参加者は多いが、現代的課題等については、各年代で取り組む必要があるにもかかわらず参加者が少ない傾向にある。

また、社会経済情勢の急激な変化により、市民生活における課題も増大している。こうしたことを踏まえ、青少年、成人、高齢者といった世代に応じた講座の企画を検討していく必要がある。

【今後の方針】

現在は事業ごとにアンケート調査を実施しているが、必ずしも統一性のある質問になっていないことから、今後も体系的な質問項目を設定することで、事業分析をしっかりと行うことのできる仕組みを整え、更なる事業の充実に向けて努めることとする。

3 - (2) 現代的な課題などの学習

【生涯学習課】

【目的】

市民が、現代社会を生活する上で必要な知識・教養を習得すること。

【内容】

社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むため学習する必要のある課題を現代的課題とし、学習機会の提供を目指す。

【主な事務事業】

① パソコン教室

基本的なパソコンの操作、各種ソフトの活用などを学ぶことができる場を提供する。
(8講座、371人参加)

② 待ったなし！現代講座

環境問題を始めとした様々な現代的課題について、市民に学びの場を提供する。
(2講座、25人参加)

【評価】 B

国際理解、情報教育、環境教育及び男女共同参画等を現代的課題にとらえ、市内公民館が主催するこれらの課題をテーマとした講座等を開催した。その結果、国際理解に関しては3講座・150人、情報教育に関しては8講座・371人、環境問題に関しては2講座・2,555人、男女共同参画に関しては1講座・29人、合計14講座を開催し、延べ3,105人の受講者数を確保することができたことから成果目標(2,960人)は達成できた。

また、講座名が同じであったとしても、毎年その時々に応じたタイムリーなテーマや内容を検討し、講座メニューの改善を図っていることが奏功し、一定の参加者を確保している。

【今後の方針】

現代的課題等を学習する機会を提供する場合、ややもすると学校教育の延長線として理解され受講者の減少傾向も想定されるが、社会教育の役割をしっかりと認識した上で、社会的要請を的確にとらえつつ市民ニーズに合致した事業を企画する。また、事業のマンネリ化を防ぐとともに、良質かつ実生活に役立つ企画・運営を心がけていく。

3-(3) 学習成果を活かす仕組みづくり

【生涯学習課】

【目的】

市民が、自主的な学習活動に取り組める環境を整えること。

【内容】

市民が自発的に学習を進めることができるよう、生涯学習指導者養成講座やボランティア養成講座の修了生が、これらの講座で得た知識や成果を生涯学習人材バンクへの登録を通じて広く市民に還元できる仕組みづくりを推進する。

【主な事務事業】

① 生涯学習人材バンク名簿整備事業

生涯学習指導に関する講師、指導者、ボランティアを含めた「三条市生涯学習人材バンク名簿」（登録者数 539 人）を整備する。

② 生涯学習人材バンク名簿活用促進事業

「三条市生涯学習人材バンク名簿」（冊子）を学校や関係機関等 186 か所に配布した。また、広報さんじょうや市のホームページを通じて広く市民に対して周知するとともにその活用を促した。

【評価】 C

生涯学習人材バンク名簿は、平成 19 年度に改定作業に着手し、翌 20 年度に発刊した。その結果、登録辞退者が出たために登録者総数が減少し、平成 20 年度は 5 人の新規登録者があったものの 539 人とどまり、目標値（570 人）の達成に向けてより一層の登録者の増加が必要なことから、平成 21 年度以降は生涯学習ボランティア養成講座修了生を人材バンク名簿への登録を必須としたり、公民館の講座修了生に登録を促したりするなど学びの成果を社会に還元する仕組みづくりを行いたい。

また、人材バンク名簿に登録されている情報は、市のホームページで公開されており、市民等がいつでも活用できる環境を整備しているものの、同バンク登録者の活用は 9 割以上が電話照会となっていることから、ホームページアップの周知不足が考えられる。こうした反省に立ち、学校、保育所、公民館、市民に対してホームページでも人材バンク情報を得ることができることを毎年周知するなど、学びの成果を社会に還元する仕組みづくりを行いたい。

【今後の方針】

生涯学習人材バンク名簿の登録者の増加は、同名簿の活用と車の両輪であり、登録者の増加と活用が比例していかなければならない。こうした認識に立ち、平成20年度に実施した「ITリーダー養成講座」、「施設ボランティア養成講座」及び「レクリエーションリーダー養成講座」など生涯学習事業の修了生に対して名簿登録を働きかけるとともに、同名簿を周知するための広報PRを行い、もって学びを通じて心豊かな生活が送れるよう適切な支援に努めるものとする

3-(4) 生涯学習施設の整備・充実

【生涯学習課】

【目的】

市民が、生涯を通して生き生きと学ぶことができる学習拠点の整備を図ること。

【内容】

公民館等の生涯学習施設の整備を進めることで、市民が生き生きと学ぶことができる環境整備を行う。

【主な事務事業】

① 図書館栄分館整備事業

平成 21 年 4 月 26 日移転改装オープン（栄庁舎内）

延床面積：223 m² 蔵書数：18,000 冊（うち絵本 4,000 冊、児童書 4,000 冊）

施設内容：一般閲覧席 10 席、児童閲覧席 10 席、絵本コーナー、
情報コーナー端末 3 台

② （仮称）第二中学校区公民館建設事業

建設に係る地質調査業務委託、設計競技、実施設計業務委託を実施した。

【評価】B

平成 20 年度は、図書館栄分館と第二中学校区公民館の整備に向けた取組を進め、図書館栄分館については、児童図書の充実を始め併設の子育て支援施設との連携により整備を完了した。また、（仮称）第二中学校区公民館については、基本設計等を実施した。

【今後の方針】

平成 19 年度には下田公民館改築、平成 20 年度には図書館栄分館の整備が完了するなど、生涯学習施設の整備に向けた取組は着実に進められている。平成 21 年度は、（仮称）第二中学校区公民館の整備に向けて着実な工事進捗管理を行うなど整備を進めていくこととする。



（仮称）第二中学校区公民館パース

3-(5) 生涯学習指導者の育成

【生涯学習課】

【目的】

市民が、学習活動で得た成果を再び市民に還元すること。

【内容】

「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」が学ぶことのできる環境づくりはもちろんのこと、学んだことを再び市民、地域等に還元できるよう生涯学習指導者を養成するための講座を開催する。

【主な事務事業】

① ITリーダー養成講座

パソコン操作についての初心者への指導方法についての講座を開催する。講座修了生は、生涯学習人材バンクに登録され、三条市生涯学習ボランティアとして活動ができる。

② レクリエーションリーダー養成講座

レクリエーションの指導方法についての講座を開催する。講座修了生は、生涯学習人材バンクに登録され、三条市生涯学習ボランティアとして活動ができる。

③ 生涯学習インストラクター学習相談事業

生涯学習の指導者としての役割が期待される生涯学習インストラクター有資格者で構成される「生涯学習インストラクターの会」による学習相談や自主的な活動などを支援する。

【評価】B

ITリーダー養成講座は4人、レクリーダー養成講座は9人、施設（漢学の里）ボランティア養成講座には9人の合計22人の参加があり、目標値どおりで一定の成果が認められた。

また、ボランティア養成講座の修了生は前年度比22%増加したものの、その増加数に見合った指導者数は確保できなかった。その反省を踏まえ、今後は支援の仕方などを工夫したい。

【今後の方針】

ボランティア養成講座を修了生には、講座で学んだ知識を活かせるよう過度に緊張感を与えないような気楽に発表できる場づくりをするなど、学びを通じて自己有用感や自己実現を感じてもらえる場を提供できるよう検討したい。

また、生涯学習インストラクター有資格者で構成される「生涯学習インストラクターの会」による学習相談や同会の活動などへの支援を通じて、市民が主体となって生涯学習を推進する指導者の育成を図りたい。

4 文化遺産の保存と活用

文化財の指定・登録、ふるさと文化の調査・保存、文化遺産の公開と体験学習などでの活用

《施策の基本的方針》

これまで本市は、地域の貴重な文化遺産を文化財に指定し、また開発行為に伴う遺跡の発掘調査により埋蔵文化財の記録保存を行うなど文化財の保護に努めてきました。

今後も文化財の対象調査やその他の歴史文化遺産の調査・保存活動は継続する必要があります。

また、民俗芸能の鑑賞会や歴史講座等の開催による文化遺産の公開・活用は、市民のふるさと意識の醸成に欠かせないことから、引き続きこれまでと同様に進めていきます。

《主な取組》

(1) 指定文化財などの対象調査・保護 【生涯学習課】

指定文化財・登録文化財の対象調査を行い、その保護に努めます。

(2) 埋蔵文化財の調査・保護 【生涯学習課】

開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査を行い、その保護に努めます。

(3) 文化財保護団体等への支援 【生涯学習課】

芝地鶏等級審査会等の事業を共催、後援するなど、文化財保護団体の活動を支援します。

(4) 文化遺産の公開・活用 【生涯学習】

三条かぐら鑑賞会、栄神楽発表会、歴史講座、文化財めぐりなどを開催し、市民がふるさととの歴史に触れる機会の充実を図ります



遺跡発掘調査速報巡回展オープニング



春の文化財めぐり（長泉寺）

《平成20年度の点検、評価等》

4-(1) 指定文化財などの対象調査・保護

【生涯学習課】

【目的】

地域の財産である貴重な文化遺産を文化財として指定し、滅失することのないように保護すること。

【内容】

指定文化財・登録文化財の対象調査を行い、文化財指定等を行うことにより貴重な地域の文化遺産を保護する。

【主な事務事業】

① 指定文化財の対象調査

地域の文化遺産について、文化財指定等を行うことが適当であるかを判断するための調査を行う。

② 文化遺産リスト作成

市内所在の文化財の適切な保護を図るための基礎資料として文化遺産リストを作成する。

【評価】 B

上野原遺跡出土品、経塚山遺跡出土鉄斧の2件の考古資料について、文化財としての価値を判断するための調査を実施し、その結果、貴重な文化財であることが判明した。

このことから、この2件の考古資料については、保護の重要度の高い物件であるため、速やかに市指定文化財の手続きを進め、平成20年度の指定・登録文化財件数の目標（41件）を上回る実績数（42件）となり、成果目標を達成することができた。

【今後の方針】

新規に中心市街地歴史的建造物調査を実施するほか、文化遺産リストに掲載された物件を対象とした文化財総合調査を平成20年度より5物件多い9物件について実施する予定である。それらの調査により価値が明らかにされ、保護の緊急性や重要度の高い物件については、速やかに国登録文化財や市指定文化財に登録・指定を行い、保護を進めていくものとする。

4 - (2) 埋蔵文化財の調査・保護

【生涯学習課】

【目的】

地域の財産である貴重な埋蔵文化財を開発行為に伴う発掘調査を実施し保護すること。

【内容】

文化財保護法により、埋蔵文化財の所在地における開発事業とその保護について調整を行い、開発行為により破壊される埋蔵文化財の発掘調査を行い保護する。

【主な事務事業】

① 県営農地環境整備事業北五百川地区関係 五百川遺跡ほか本発掘調査

県営農地環境整備事業北五百川地区により破壊される五百川遺跡ほかの本発掘調査を行い保護する。

② 県道長岡・栃尾・巻線工事関係 新屋大和田遺跡本発掘調査

県道長岡・栃尾・巻線工事により破壊される新屋大和田遺跡の本発掘調査を行い保護する。

③ 栄総合体育館建設予定地内関係 新堀遺跡確認調査

栄総合体育館建設予定地内に所在する新堀遺跡の確認調査を行い、遺跡保護のための基礎資料を整備する。

【評価】 B

埋蔵文化財の所在地における開発事業について、事業計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、19件の発掘調査を行い埋蔵文化財の保護が図られた。

【今後の方針】

埋蔵文化財の所在地の周知徹底を図り、開発事業の計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、発掘調査が計画的に実施できるようにするものとする。

また、遺跡地図情報について、市地理情報システムへのデータ掲載を検討することとする。

4－(3) 文化財保護団体等への支援

【生涯学習課】

【目的】

文化財の保護活動を行う団体の会員数が増加すること。

【内容】

文化財保護団体への事業共催・後援、保護活動への助成、専門的な助言、文化財関係資料・情報提供などを行い、文化財保護団体の活動を支援する。

【主な事務事業】

① 無形文化財後継育成事業補助金

新潟県指定無形民俗文化財三条神楽の保存団体である三条神楽保存会、三条市指定無形民俗文化財栄神楽の保存団体である栄神楽保存会の後継者育成事業費に対し補助を行う。

② 日本鶏保存会運営費補助金

三条市指定天然記念物芝地鶏（日本鶏）の保護団体である日本鶏保存会の芝地鶏（日本鶏）等級審査会事業などに対し補助を行う。

【評価】 A

文化財保護団体は12団体、会員数1,096人であり、前年度と比較すると会員数合計が12人増加し、目標（1,063人）はわずかに上回った。

活動の内容としては、無形文化財支援事業で活動を支援している三条神楽保存会が地域文化功労者文部科学大臣表彰を受け、その活動が高く評価された。

また、文化財保護関係者54人が参加し「三条市文化財関係者合同研修会」を開催し、文化財保護・活用の実践例、文化財を活かしたガイドボランティアの取組、各文化財保護団体の活動事例について研修、意見交換し、文化財を地域で守り、連携して活用していく仕組みづくりが行われたことは大きな成果であった。

さらに、まちづくりを考える市民団体などが、歴史的建造物等の登録文化財の調査活動に新たに参加するなど、新たな保護活動の広がりが見られたことから、総合的には目標を上回る成果に達したものである。

【今後の方針】

文化財保護団体への助成支援の情報提供を行い、活動の充実が図られるようにするものとする。

また、文化財活用事業について、文化財保護団体と連携して取り組むようにすることとする。

4－(4) 文化遺産の公開・活用

【生涯学習課】

【目的】

地域の財産である貴重な文化遺産を公開することにより、市民に保護意識が涵養されること。

【内容】

三条かぐら鑑賞会、栄神楽鑑賞会、歴史講座、文化財めぐり、縄文インストラクター養成講座、遺跡体験教室、埋蔵文化財セミナーなどを開催し、市民がふるさとの歴史にふれる機会の充実を図る。

【主な事務事業】

① 文化財めぐり

市内外の文化財を見学し、文化財に対する保護意識を涵養する。

② 三条歴史講座

郷土史、文化遺産など様々な観点から三条の歴史を知る講座を開催する。

【評価】 A

歴史民俗産業資料館・下田郷資料館・三条かぐら鑑賞会・栄神楽鑑賞会の入場者数、歴史講座・文化財めぐり・遺跡体験教室・遺跡講演会・シンポジウムなどの参加者数が21,018人となり、前年度実績（14,042人）及び平成20年度目標（14,400人）を大きく上回る実績を上げることができた。

特に、歴史民俗産業資料館は、企画展の充実により入館者数が前年度比5,288人の大幅増加となった。また、隔年開催の遺跡発掘調査速報巡回展が前回開催より約270人増加している。着実にふるさと三条の歴史に親しむ市民が増え、地域の誇りや歴史を愛する心をはぐくむことができた。

【今後の方針】

平成21年度は、栄地区総合体育館建設に伴う新堀遺跡確認調査、県営農地環境整備事業北五百川地区に伴う五百川遺跡発掘調査などを実施する予定であり、これら調査の進捗に合わせ現地説明会などを開催し、積極的に埋蔵文化財公開活用を進めるものとする。

また、国登録文化財や市指定文化財に登録・指定された物件については、積極的に公開活用を図るとともに、さらには他部局と連携しながら文化財の公開活用を進め、市内外にふるさと三条の文化財をPRしていくこととする。

教育委員会の会議及び教育委員の主な活動（平成20年度）

1 三条市教育委員会定例会・臨時会・協議会の開催状況

○平成20年第5回定例会 4月25日

前回定例会会議録の承認について（以後、毎定例会に同じ。）

報告：報第1号 専決処分報告（三条市社会教育委員の辞職及び委嘱について）

報第2号 専決処分報告（三条市図書館協議会委員の辞職及び委嘱について）

報第3号 専決処分報告（三条市地区公民館分館主事の辞職及び任命について）

報第4号 平成19年度第3回三条市社会教育委員会議会議録について

報第5号 平成19年度第3回三条市図書館協議会会議録について

議事：議第1号 三条市公民館条例施行規則の一部改正について

その他：平成20年度主要事業概要について

次回定例会の日程について（以後、毎定例会に同じ。）

○平成20年第6回定例会 5月27日

報告：報第1号 平成19年度第3回三条市公民館運営審議会会議録について

議事：議第1号 栄中学校校舎改修その2建築工事請負契約の締結について

○平成20年第7回定例会 6月30日

報告：報第1号 平成20年度第1回三条市学校給食共同調理場運営委員会会議録について

報第2号 平成20年度第1回三条市公民館運営審議会会議録について

議事：議第1号 三条市小中一貫教育に関する検討組織について

議第2号 三条教科書センターの移転について

その他：教育委員会委員の任命について

学校施設の耐震化の促進について

平成20年度三条市発達障がい等支援・特別支援教育総合推進事業について

○平成20年第8回定例会 7月28日

教育委員長の選挙・職務代理委員の指定・議席の決定について

報告：報第1号 平成20年度第1回三条市社会教育委員会議会議録について

報第2号 平成20年度第1回三条市図書館協議会会議録について

議事：議第1号 平成21年度使用教科用図書の採択について

議第2号 三条市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

その他：学校教職員の非違行為について

教育委員の学校訪問について

教職員の人事異動について

子育て拠点施設及び三条市立図書館栄分館の整備について

○平成20年第9回定例会 8月28日

報告：報第1号 専決処分報告（三条市小中一貫教育検討委員会委員の委嘱及び任命について）

議事：議第1号 教育に関する事務の点検及び評価等の実施方針について

議第 2 号 三条市教育事務点検評価委員会要綱の制定について
その他：平成 20 年度全国学力・学習状況調査について
教育委員の視察について

○平成 20 年第 10 回定例会 9 月 29 日

議 事：議第 1 号 三条市教育事務点検評価委員会委員の委嘱について
その他：教育に関する事務の点検及び評価について
三条市議会 9 月定例会の概要について
学校給食における事故米穀でんぷん使用加工食品の使用について

○平成 20 年第 2 回協議会 9 月 29 日

協議事項：三条市小中一貫教育基本方針（案）について
平成 20 年度全国学力・学習状況調査結果について

○平成 20 年第 11 回定例会 10 月 31 日

報 告：報第 1 号 平成 20 年度第 2 回三条市図書館協議会会議録について
報第 2 号 平成 20 年度第 1 回三条市文化財保護審議会会議録について
その他：三条市小中一貫教育検討委員会の状況について

○平成 20 年第 12 回定例会 11 月 26 日

議 事：議第 1 号 平成 20 年度教育に関する事務の点検及び評価について
議第 2 号 三条市小中一貫教育基本方針について
その他：平成 23 年度～26 年度三条市公立保育所民営化等年次計画について
三条市議会第 4 回臨時会の概要について

○平成 20 年第 13 回定例会 12 月 25 日

議 事：議第 1 号 三条市公民館条例施行規則の一部改正について
議第 2 号 三条市リージョンセンターの指定管理者の指定について
その他：三条市議会 12 月定例会の概要について

○平成 21 年第 1 回定例会 1 月 29 日

報 告：報第 1 号 専決処分報告（三条市小中一貫教育推進協議会設置要綱の制定について）
報第 2 号 平成 20 年度第 2 回三条市社会教育委員会議会議録について
報第 3 号 平成 20 年度第 2 回三条市公民館運営審議会会議録について
議 事：議第 1 号 三条市公民館条例の一部改正について
議第 2 号 平成 21 年度全国学力・学習状況調査の実施について
その他：学校教職員の非違行為について
平成 20 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
三条市小中一貫教育検討委員会の状況について

○平成 21 年第 2 回定例会 2 月 26 日

議 事：議第 1 号 三条市公民館条例の一部改正について

- 議第 2 号 三条市リージョンセンター条例の一部改正について
議第 3 号 三条市教育委員会教育長事務委任規程の一部改正について
議第 4 号 市立学校教職員の人事異動について
その他：第一中学校区小中一貫教育推進協議会について
三条市子育て支援施設について
平成 20 年度小中学校卒業式参列者について

○平成 21 年第 3 回定例会 3 月 26 日

- 報 告：報第 1 号 教職員の人事異動について
報第 2 号 平成 20 年度第 2 回三条市学校給食共同調理場運営委員会会議録について
報第 3 号 平成 20 年度第 2 回三条市文化財保護審議会会議録について
議 事：議第 1 号 三条市地区公民館長、分館長及び分館主事の任命について
議第 2 号 三条市教育委員会規則等の一部改正について
議第 3 号 三条市立小・中学校管理運営に関する規則の一部改正について
議第 4 号 三条市立幼稚園管理運営に関する規則の一部改正について
議第 5 号 三条市立学校通学区域規則の一部改正について
議第 6 号 三条市学校給食共同調理場運営規則の一部改正について
議第 7 号 三条市リージョンセンター条例施行規則の一部改正について
議第 8 号 三条市教育委員会事務局処務規程等の一部改正について
議第 9 号 三条市指定文化財の指定に関する諮問について
議第 10 号 平成 21 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について
その他：三条市議会 3 月定例会の概要について
小学校教諭の逝去に対する教育委員会の弔意について

2 教育委員の学校訪問

各学校の学校運営、児童生徒の活動の様子等を把握して、今後の教育行政に資するため、学校訪問を実施した。

○日程及び訪問校

- 平成 20 年 10 月 14 日 南小学校 須頃小学校 栄北小学校 栄中央小学校
15 日 荒沢小学校 笹岡小学校 下田中学校 大浦小学校 第二中学校
20 日 旭小学校 井栗小学校 第四中学校 保内小学校
21 日 四日町小学校 裏館小学校 大崎小学校 大崎中学校

3 教育委員の行政視察

三条市における小中一貫教育の検討に資するため、小中一貫教育を導入している学校を視察した。

○日程及び視察先

- 平成 20 年 10 月 6 日 宮城県登米市立豊里小中学校
7 日 福島県郡山市立明健中学校・明健小学校
福島県郡山市総合教育支援センター

4 教育関係会議への教育委員の出席

- ・全県教育長会議（4月14日 新潟市）
- ・関東地区都市教育長協議会（5月8日・9日 神奈川県鎌倉市）
- ・新潟県都市教育長協議会春季定期総会（5月21日・22日 十日町市）
- ・新潟県市町村教育委員会連合会理事会及び定期総会（5月28日 胎内市）
- ・新潟県都市教育長協議会秋季定期総会（10月16日 見附市）
- ・現場からの教育改革リレーフォーラム i n 三条（1月24日 三条市内）

5 その他の出席

- ・小中学校卒業式、小中学校周年事業記念式典、教育制度等検討委員会最終報告地域説明会、成人式、市展、スポーツ大会等

○三条市教育事務点検評価委員会

1 三条市教育事務点検評価委員会要綱

平成 20 年 9 月 1 日
教育委員会告示第 6 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を、三条市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、三条市教育事務点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会が行う点検及び評価について意見を述べ、又は助言を行うこと。
- (2) その他点検及び評価に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

2 三条市教育事務点検評価委員会委員名簿

	氏 名	役 職 等
委員長	(くもお しゅう) 雲尾 周	新潟大学大学院現代社会 文化研究科准教授
委員長職 務代理者	(むらた ようこ) 村田 洋子	前三条市立西鱒田小学校長
委 員	(わかすぎ としゆき) 若杉 利行	三条市P T A連合会副会長

・任期：平成20年10月1日から平成22年9月30日まで

3 三条市教育事務点検評価委員会開催状況

○第1回三条市教育事務点検評価委員会（出席：全員）

- ・日時 平成21年7月7日（火）
- ・場所 三条市役所栄庁舎 201 会議室
- ・次第
 - 1 開 会
 - 2 開会あいさつ
 - 3 教育に関する事務の点検及び評価について
 - ・進め方等について
 - ・事後評価シートについて
 - 4 閉 会

○第2回三条市教育事務点検評価委員会（出席：全員）

- ・日時 平成21年8月11日（火）
- ・場所 三条市役所栄庁舎 201 会議室
- ・次第
 - 1 開 会
 - 2 教育に関する事務の点検及び評価について
 - 3 閉 会